

# 慶留間小中学校ウェブサイト（ホームページ）運用規定

座間味村立慶留間小中学校

## （趣旨）

第1条 この規則は、慶留間小中学校（以下、本校）におけるウェブサイト（ホームページ）（以下、本校ウェブサイト）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## （運用の基本）

第2条 本校ウェブサイトを運用するに当たっては、児童・生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成とプログラミング教育の充実を図るとともに、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合学習の視点からの教育の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

## （目的と内容）

第3条 ウェブサイトの目的と内容は、次の各号に定めるものとする。

- 一 本校の認知を高めるため、教育活動の概要、児童生徒の学習成果等を情報公開する。
- 二 児童生徒の学習活動を深めるため、発信・表現のフィールドを構築する。
- 三 プログラミング教育の充実を目指し、児童生徒の発達段階に応じた内容を発信させる。

## （管理者）

第4条 ウェブサイトの適正な運用、管理及び個人情報の保護を図るため、ウェブサイト管理者（以下「管理者」という）を定め、学校長をもってこれに充てる。

2 管理者は、ウェブサイトの適正な運用を図るため、別に定めた「ネットワーク管理運用規定」によって、インターネット取扱責任者を置くものとする。

## （掲載・情報発信）

第5条 学校長は、本校ウェブサイトに情報の発信を行う場合は、本規定及びネットワーク管理運用規定に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。

2 本校ウェブサイトには、本運用規定を掲載し、情報発信がこれらの規定に基づいたものであることをウェブサイトに明記するものとする。

3 本校ウェブサイトに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページ（先頭ページ）に明記するものとする。

## （個人情報の発信とその範囲）

第6条 本校ウェブサイトを利用した児童生徒及び関係者の個人情報の発信は、学校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることのないよう、必要な対策を講じなければならない。

2 児童生徒の個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、教師の指導のもとに発信するものとする。

3 本校ウェブサイトに発信した個人情報について、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。

- 4 本校ウェブサイトが発信する児童生徒の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。
- 一 氏名原則として姓を用い、名を使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことも可とする。
  - 二 意見等児童生徒の意見等については、教育上の効果を斟酌し、発信することができる。
  - 三 児童生徒の写真を使う場合は、個人が特定できないよう配慮する。ただし、すでに報道等で公にされている場合は、本人と保護者の許可を経て、使用できる。
  - 四 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報は発信しないものとする。

#### (利用者)

第7条 本校ウェブサイトを利用できる者（以下「利用者」という。）は、所属職員、及び管理者が特に認めた者とし、児童生徒は管理者及び所属職員の指導の下に利用する。

2 利用者は、本校ウェブサイトの運用にあたり、次の各号に掲げる事項に留意する。

- 一 個人情報を取り扱う場合は、管理者の指示の下、第6条の規定を厳守しなければならない。
- 二 管理者が必要と認めた以外の利用をすることはできない。
- 三 他人の名誉又はプライバシーを損なうおそれのある情報は、掲載してはならない。

#### (教師の指導)

第8条 教師は、ウェブサイトを利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮することなど、ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童生徒が正しく理解できるように努めるものとする。

2 児童生徒が発信する情報は、学校長の承認を経て発信することとする。

3 教師は、SNSの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取扱等の指導を徹底する。

#### (個人情報及びデータ等の保護)

第9条 学校長は、次の各号に定めるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。

- 一 本校ウェブサイトのサーバーに接続するコンピュータは管理者のものとする。
- 二 本校ウェブサイトへのアップロードファイルを作成した、所属職員は、掲載内容を特定の場所に保存する。
- 三 児童生徒の成果物（作品、ウェブページ）は、学級担任と管理者が確認をする。
  - 1 学校長は、コンピュータシステムもしくはデータの改ざん等の異常が認められたときは、直ちにウェブサイトの運用を中止する。

#### (運用規定の見直し)

第10条 この規定に修正の必要が生じたときは、教育委員会での検討等必要な手続きを経て、見直しを行うものとする。

#### 附則

- 1 この規定は、令和2年4月2日から施行する。